

令和5年度山形県いじめ問題対策連絡協議会 記録

令和5年6月16日(金)

13:30~14:30

県庁講堂

1 開会

2 会長あいさつ

- この3年にわたり、新型コロナウイルス感染症の流行により、私たち大人だけでなく、子どもたちの日常生活も様々な制約を受けてきた。
- 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へと変わり、子どもたちが明るく元気に学校生活を送る様子が見られるようになってきた。
- いじめ問題については、本県では平成25年度から“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開し、県民挙げて、いじめ・非行防止に取り組んできた。
- 学校や家庭での日々の取組はもちろんのこと、今後も、各方面で様々な取組を実施し、子どもたちが希望を持てるような社会づくりを、私たち大人が推し進める必要がある。
- これからの新しい時代を生きる本県の子どもたちが健やかに成長し、笑顔にあふれた未来を送ることができるよう、有意義な会にしていきたい。

3 協議

(1) 令和4年度におけるいじめに関する調査結果報告等について【資料1】

県教育局高校教育課長

- 調査内容の概要
- いじめ防止対策推進法で定められた「いじめの定義」に沿って、いじめを認知した件数
- いじめ認知件数
 - ・ 小学校と高校では減少、中学校と特別支援学校では微増、県全体では前年比92.6%と減少した。
 - ・ 小学校では全ての学年で認知件数が減少し、コロナ禍の中でも、各校が工夫して仲間づくりの指導を行ったことや、いじめの未然防止の取組みが浸透してきたと捉えている。
- いじめの解消状況
 - ・ 「いじめが解消した」割合は86.3%であり、前年度と同様、85%を超えている。
 - ・ 今後も安易に解消とせず、いじめ解消の2つの要件を満たしているかどうか、丁寧に確認するよう指導する。
 - ・ いじめを認知してから1年経過後の解消率が99.4%、2年経過後の解消率が99.7%と、いずれも高い割合となっている。
- いじめの発見のきっかけ
 - ・ 「アンケート調査等学校の取組により発見」が77.3%と高く、「本人からの訴え」「本人の保護者からの訴え」も含めると全体の94.9%となった。
 - ・ 本県では、アンケートの後に面談をセットで実施している学校が多く、定期的なアンケートや面談の実施が、児童生徒が相談しやすい環境づくりにもつながっているものと捉えている。
- いじめの態様
 - ・ 言葉や誹謗中傷に関わる項目の割合は減少したが、「⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」の増加割合が高くなっている。
- 全体として
 - ・ いじめの認知件数の増加については、「早期認知が解消の第一歩」と考え、肯定的に捉えているが、「いじめは絶対に許さない」という根本に立ち、未然防止の一層の推進という視点から、件数や割合の増減のみならず、その理由や背景について、今後もしっかり分析していく必要がある。

(2) いじめ問題等への対応及びいじめ防止等に向けた取組 について【資料2-1~3】

県教育局義務教育課長

- **資料2-1** いじめ問題等への組織的対応に係る全体像構造について
- ・ 「山形県いじめ防止基本方針」に基づき、県全体でどのような組織等が関係し、対応を行っているかを示している。
 - ・ 資料左上の山形県いじめ問題対策連絡協議会は、本県のでいじめ防止に関係する機関・団体の連携を図り、基本方針に基づく各年度の取組の計画や実績を協議する場である。
 - ・ 県教育委員会では、いじめ問題対策連絡協議会の意見を踏まえ、いじめのない学校づくりの推進に向けて各種事業や会議等を展開している。
 - ・ 県教育委員会の附属機関として「山形県いじめ問題審議会」を設置し、全公立学校を対象としたいじめ防止のための取組について評価・検証をいただき、有効な対策を審議いただいている。また、県立学校における重大事態発生時には、調査検証を行う機関となる。
 - ・ 「山形県いじめ重大事態再調査委員会」は、知事の判断により必要があると認められるときには、調査の結果について調査を行う「再調査」を行うことができるようになっている。
 - ・ 令和5年2月文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応にむけた警察との連携について」に基づき、警察とも連携して積極的な対応を進めていく。
 - ・ **資料2-2**は、各市町村立の小中学校に係る重大事態発生時の対応を示したものであり、市町村においても、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題審議会を設置しており、重大事態発生時には県と同様に調査を行い、市町村長に報告する体制となっている。
- **資料2-3** いじめの防止等に向けた取組み
各学校への指導の重点として「未然防止」「早期発見・早期対応」「適切な対応」を掲げている。
- ①未然防止
- ・ 学校を子どもにとって安心安全な場にするとともに、子ども一人一人が仲間と協力しながら活躍できる環境にすることで、未然防止につなげていく。
 - ・ 特に、児童生徒が安心できる「居場所づくり」、児童生徒が主体的に取り組む「絆づくり」の取組として、昨年度まで行ってきた「魅力ある学校づくり調査研究事業」の成果をいかしながら、各地区での「居場所づくり」、「絆づくり」、小中連携を推進する「のりしろづくり」の取組を県内に広めていきたいと考えている。
- ②早期発見・早期対応
- ・ 児童生徒と保護者を対象としたアンケートの実施と、その内容をもとにした相談・面談をセットにして行っている。いじめの認知に効果的に機能し、いじめの積極的な認知、そして認知件数の多さにつながっていると捉えている。
- ③適切な対応
- ・ アンケートや面談からいじめに関する情報を得た際、組織として正確に把握して、迅速かつ丁寧な対応を行うことが重要であると考えている。
 - ・ 各学校においては、「いじめ防止基本方針」にこの組織や対応の流れをまとめているが、内容を再確認し、「PDCAサイクルの確立」につなげていきたいと考えている。
 - ・ 市町村教育委員会に対しては、各教育事務所に設置している「いじめ解決支援チーム」を派遣し、重大事態対応への支援や、未然防止に係る研修等の実施により指導、助言していく。
- 今後も、各学校のいじめ防止等の取組や心のケア等について定期的の実態を把握するとともに、学校、関係機関、家庭・地域が一丸となっていじめ防止等に取り組めるよう支援する。

質問① 山形県公認心理師・臨床心理士協会

- いじめの重大事態への対応について
- ・ 文部科学省から、いじめの重大事態が発生した場合は国へ報告するよう事務連絡が出ていたが、この資料には反映していないのか。
- <義務教育課長>
- ・ 令和5年3月10日に文部科学省から「いじめ重大事態に関する国への報告について」という事務連絡があり、教育事務所や市町村教育委員会をとおして各校に周知している。資料に記載はしていないが、適切に対応していく。

(3) 関係機関及び団体の令和4年度いじめ防止等に係る取組みの報告並びに令和5年度いじめの防止等に係る事業計画等について

① 県青少年育成県民会議会長 【資料3】

“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動

- 全県的な展開と、個別・具体的な展開（地域の子どもや若者をその地域の中で伸ばす・育てるという視点で展開）を組み合わせる事業を展開。
- 令和4年度取組みの成果と令和5年度取組み内容
 - ① 小学校・中学校・高校・特別支援学校を対象とする取組
 - ・ 小・中・特別支援学校の生徒を対象に標語を募集し、54,436通の応募があった。県内4地区で優秀作品4点を選定した。
 - ・ 高等学校の生徒を対象に「ポスターデザイン」の募集及び「いじめ防止スローガン」の作成を依頼した。
 - ・ ポスターデザインについては、優秀作品に各地区の標語を入れ、県内の学校や青少年育成団体・関係機関に配付、広報・啓発活動に取り組んだ。
 - ・ スローガンについては、公立高校52校、私立高校3校で作成した。
 - ② 山形県青少年健全育成県民大会の開催（R4.10.30）
 - ・ 約200名参加し、いじめ防止標語・ポスターデザイン最優秀賞受賞の児童生徒を表彰した。
 - ③ 「いじめ・非行防止セミナー」の開催
 - ・ 脳科学者・黒川伊保子氏から「人生のトリセツ～対話の達人になるための脳科学～」の講演を実施し、いじめ防止に対する取組みの機運を盛り上げた。
 - ④ 「児童・生徒と地域の大人の対話会」開催（4地区＋全県オンライン）
 - ・ 県内各地区で生徒と地域の大人が向き合い、いじめ防止について話し合う取組を実施した。
 - ・ 県民運動10周年の記念事業として、全県規模でオンラインでの対話会を開催した。
 - ⑤ 「モンテディオ山形ホーム戦での普及活動の実施」
 - ・ 10月23日開催のモンテディオ山形ホームゲームにおいて、運動啓発用のポケットティッシュを配布した。
 - ⑥ 令和5年度取組
 - ・ 標語やスローガンについては、ホームページ・SNS等による情報発信を強化する。
 - ・ 10月29日（日）、新庄市民プラザにて山形県青少年育成県民大会を開催する。

② 山形県警察生活安全部長 【資料4】

- 警察における認知状況
 - ・ 令和4年度いじめに関する相談は9件であった。
- 警察における基本方針
 - ・ 令和5年2月文部科学省から各都道府県教育委員会に対し「警察に相談又は通報すべき「いじめ」の19事例」が通知された。
 - ・ 重大ないじめ事案、犯罪行為として取り扱われる事案、犯罪に当たらないものでも重大な被害が現に生じている事案、又は重大な被害に発展する可能性がある場合には、警察に相談するという内容である。
 - ・ これまでも学校と連携しながらいじめの防止等に取り組んできたが、引き続き積極的に情報交換しながら対応していきたい。
 - ・ 学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害少年や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な措置を執る。
 - ・ 特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大な被害が生じている場合には、捜査や検挙、補導等の措置を積極的に講じる。

③ 山形県PTA連合会会長 【資料5】

- 山形県PTA連合会「親学」補助事業（いのちの大切さに関する学習会・人権教育）
 - ・ 子どもたちを取り巻く環境が変化し、どこでいじめが発生しているか分かりにくい状況がある。その中で、保護者が学校教育で何が行われているかを知り、家庭教育としてどのような対応が必要なのかを情報共有することを目的としている事業である。
 - ・ 令和4年度は、市町村PTA6件で、講演会や研修会を実施した。
- 山形県PTA協働参画型発信事業「いじめのない環境をこの山形から」の募集
 - ・ コミュニティスクールや部活動の地域移行を見据え、各校のPTAだけでなく、地元企業にも広く活動と呼び掛けた。
 - ・ 令和4年度は「第70回日本PTA全国研究大会山形大会」が開催され、2つの事例発表を行い、山形のいじめ対応を全国に発信した。
 - ・ 令和5年度も、これらの事業を継続するとともに、10月に宮城県で行われる東北大会で、山形県の取組を発信する予定である。

意見① 山形県いじめ問題審議会

- 令和4年度はいじめ問題審議会で話題になったこと
 - ・ 重大事態が発生した際の調査機関が未設置で、検討中の自治体があるという報告があった。重大事態はいつ発生するか分からないので、調査機関の設置を進めてほしい。
 - ・ いじめの要因があいまいで、範囲が広がっているという意見があった。何がいじめになっているか、調査・分析をお願いしたい。
- いじめ問題への対応について
 - ・ 令和4年度はいじめの調査結果報告では、いじめの態様の中でも「⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」が増えたが、その原因は何かということを検討いただきたい。
 - ・ こども基本法の制定やこども家庭庁の設置等により、子どもの視点に立つことの重要性が言われている。子どもの目線で、子どもの立場に立って考えるというのはどういうことかを考えてほしい。子どもたちにとっては、話を聞いてくれる大人の存在が重要である。
 - ・ いじめについても、大人が子どもから詳しい話を聞くことで、より実態を把握することができるのではないかと。例えば、持ち物へのいたずら等についても、間接的に持ち物へいたずらしているということがあるかもしれない。
 - ・ 大人が子どもの話を聞くことで、子どもが生きる・育つ・参加する権利が守られるようになってほしい。

意見② 山形県公認心理師・臨床心理士協会

- スクールカウンセラーの立場から
 - ・ スクールカウンセラーは、何かあったときに、子どもたちの話を聞くことができる大人の代表だと思っている。
 - ・ 中学生や高校生にカウンセリングをしていると、小学校や中学校時代にいじめに遭っていたと話す生徒が多い。
 - ・ 小学生は言語表現が未熟で、辛い思いをしたことをうまく表現できないため、心に傷を負ったままケアされずに中学生・高校生になってしまっていることもある。それが自尊感情や自己肯定感の低下につながり、メンタルの不調や不登校につながる場合もある。
 - ・ いじめが解消したからといって、心の傷が癒えるとは限らないので、被害生徒に対する事後対応・ケアには、心の専門家が関わるのがとても重要である。スクールカウンセラーを活用してほしい。
 - ・ 山形県では、中学校と高校にスクールカウンセラーを配置し、小学校には中学校から派遣する形をとっている。ただ、中学校でも相談件数が多いことから、小学校にはなかなか派遣できない状況がある。将来的には、小学校にもスクールカウンセラーを配置することが必要になってくると思う。

意見③ 山形地方法務局

- 法務局の対応について
 - ・ 「SOSミニレター事業」として、各小中学校に生徒人数分のミニレターを配布している。子どもたちが日ごろの悩みを書いた手紙を受け取り、人権擁護委員と協力して返事を出している。場合によっては学校に連絡したり、スクールカウンセラーへつないだりしている。
 - ・ SOSミニレターの中には、様々な悩みが記載されているので、子どもたちに寄り添った対応を心掛けている。
 - ・ 他に、面接や電話での相談も行っている。保護者だけでなく、子ども本人からの電話があるが、子どもの場合はうまく聞き出すことが難しい場合がある。職員間で、言い出しやすいシチュエーションや質問等を検討しながら対応している。
 - ・ いじめ防止の観点では、各学校に出向いて「人権教室」を開催し、子どもたちの人権を守っていく取組を行っている。

意見④ 山形県中学校長会（オンライン）

- 児童生徒の力でいじめをなくしていくため、「児童生徒に関わる大人の意思統一」「児童生徒同士の話し合い」「実感を伴う活動」の3点を重視している。
- 「児童生徒に関わる大人の意思統一」について
 - ・ PTA総会で、学校はいじめをなくす努力をすることと、児童生徒の手本となるよう教員によるハラスメントを行わないことを保護者に伝えた。加えて、学校から保護者に対して、子どもがいじめの被害者になったらすぐに学校に連絡すること、子どもがいじめの加害者にならないよう、差別やハラスメントに敏感な、人権意識の高い県民になるための家庭教育の推進をお願いした。
 - ・ 職員間では、生徒指導主事を中心に、いじめの定義を再確認した。
- 「児童生徒同士の話し合い」について
 - ・ 「いじめにつながる嫌な行為」と「いじめを減らすために増やしたい行為」について話し合った。話し合いで出た具体的な行為については、掲示物を作成して貼り出している。児童生徒同士の声かけにより、いじめを生まない雰囲気が醸成されると考えている。掲示物については学校だよりで保護者や地域の方にも周知した。
 - ・ また、担任団が中心となり、全校道徳でロールプレイングを行い、「良い笑い」「悪い笑い」について考えた。
- 「実感を伴う活動」については
 - ・ 中学校では、「あいさつウィーク」を実施し、たくさんの人とあいさつをしてハイタッチをする運動を行った。表情が硬かった中学校一年生も、笑顔が見られるようになった。小学校でも同様のあいさつ運動を行う。
 - ・ 生徒会が主催して、小中合同のチームビルディングゲームを通して、参加者全員が楽しめるルール作りに挑戦する。小学校では、昼休みの遊びのルールがなかったりバラバラだったりして、児童は困り感を持っている。ルールがないところや守られていないところで、いじめは起こりやすいと考えている。全員が楽しめるようにするためのルール作りやルール変更について話し合える児童生徒の育成に努めていきたい。

回答（義務教育課長）

- 貴重な意見をいただき、各機関、所属の取組に感謝申し上げます。
- 本日いただいた意見を踏まえながら、今後も、子どもたちひとりひとりが安心して安全な学校生活を送れるよう、いじめ問題に取り組んでいきたい。

結び（会長）

- 改めて委員のみなさんと思いを共有し、いじめ問題対策に臨んでいきたいと強く感じた。
- 周囲の大人が子どもたちをあたたく見守り、子どもたちの気持ちを引き受け、本県の子どもたちが、郷土に誇りと愛着を持って成長し続けるよう、子どもたちを支えていきたい。